

第 1 号議案

件名	栃木県教育委員会事務局組織規程等の一部改正について
提案理由	平成 30 年度における教育委員会事務局の組織改編に伴い、栃木県教育委員会事務局組織規程等について所要の改正を行うものである。

栃木県教育委員会事務局組織規程の一部改正について

教育委員会事務局総務課

1 改正の趣旨

平成30年度の教育委員会事務局組織改編に伴い、栃木県教育委員会事務局組織規程等について所要の改正をしようとするものである。

2 改正内容

(1) 栃木県教育委員会事務局組織規程

① 第2条関係

学校教育活動全般の安全・危機管理体制を強化するため、各学校への指導・助言・チェック等を一元的に行う学校安全課を設置し、課内に、保健・給食担当、学校安全担当、児童・生徒指導担当及び福利室を置く。

なお、学校安全課の設置に伴い、健康福利課及び学校教育課児童生徒指導推進室を廃止する。

② 第5条関係

学校安全課の分掌事務として、学校における安全管理及び危機管理に関する総合企画、総合調整、指導及び助言のほか、学校保健、学校給食、児童・生徒指導、教職員の福利厚生等の業務を所管する。

(2) 栃木県教育委員会事務局処務規程

学校安全課長専決事項として、現在の健康福利課長専決事項のほか、学校教育課及びスポーツ振興課が所管している県立学校における学校行事等の届出・承認に関する事務を加える。

(3) 栃木県立学校職員安全衛生管理規程

健康福利課の廃止に伴い、当該規程は学校安全課が所管することとし、所要の語句の修正を行う。

3 施行期日

平成30年4月1日

(総務課の分掌事務)

第三条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 九 略
 - 十 教育行政に関する重要施策等の総合企画及び総合調整に関すること。
 - 十一 十四 略
 - 十五 人権教育に関する事務並びに人権教育に関する事業の総合企画及び総合調整に関すること
(他の課及び室の所掌に属するものを除く。)
- 十六 十九 略

第四条 略

(学校安全課の分掌事務)

第五条 学校安全課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 保健及び給食の関係職員に対する指導及び助言に関すること。
- 二 保健及び給食の施設及び設備に関すること。
- 三 学校給食の管理及び運営の指導及び助言に関すること。
- 四 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 五 学校における安全管理及び危機管理の総合企画及び総合調整並びに指導及び助言に関すること。
- 六 学校における安全教育に関すること。
- 七 児童・生徒指導の指針に関すること。
- 八 児童・生徒指導に係る緊急課題の対応に関すること。
- 九 福利厚生企画及び実施に関すること。
- 十 公立学校共済組合に関すること。
- 十一 恩給及び退職手当に関すること。
- 十二 事務局等の職員並びに県立学校の幼児、児童、生徒及び教職員の健康管理に関すること。
- 十三 事務局等及び県立学校の労働安全衛生に関すること。
- 十四 保健、給食及び福利厚生関係団体に関すること。
- 十五 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
- 十六 その他保健、給食、学校安全及び福利厚生に関すること。

第六条 略

(学校教育課の分掌事務)

第七条 学校教育課の分掌事務(特別支援教育室の所掌に属するものを除く。)は、次のとおりとする。

(総務課の分掌事務)

第三条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 九 略
 - 十 教育行政に関する重要施策等の総合企画及び調整に関すること。
 - 十一 十四 略
 - 十五 人権教育に関する事務並びに人権教育に関する事業の総合的な企画及び調整に関すること
(他の課及び室の所掌に属するものを除く。)
- 十六 十九 略

第四条 略

第五条 略

(学校教育課の分掌事務)

第六条 学校教育課の分掌事務(特別支援教育室の所掌に属するものを除く。)は、次のとおりとする。

る。
一〇十二 略

十三〇十六 略

(特別支援教育室の分掌事務)

第八条 特別支援教育室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 特別支援教育に関する総合企画及び総合調整に関すること。
- 二〇九 略

第九条〇十一条 略

る。
一〇十二 略

十三 学校における安全教育及び安全管理に関すること。

十四〇十七 略

(特別支援教育室の分掌事務)

第七条 特別支援教育室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 特別支援教育に関する総合的な企画及び調整に関すること。
- 二〇九 略

第八条〇第十条 略

(健康福利課の分掌事務)

第十一条 健康福利課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 福利厚生企画及び実施に関すること。
- 二 公立学校共済組合に関すること。
- 三 恩給及び退職手当に関すること。
- 四 事務局等職員並びに県立学校の幼児、児童、生徒及び教職員の健康管理に関すること。
- 五 事務局等及び県立学校の労働安全衛生に関すること。
- 六 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 七 保健及び給食の関係職員に対する指導及び助言に関すること。
- 八 保健及び給食の施設及び設備に関すること。
- 九 学校給食の管理及び運営の指導及び助言に関すること。
- 十 福利厚生、保健及び給食の関係団体に関すること。
- 十一 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
- 十二 その他福利厚生、保健及び給食に関すること。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(総務課)

○栃木県教育委員会事務局処務規程の一部改正

栃木県教育委員会訓令第 号

本局
教育事務所

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月 日

栃木県教育委員会教育長 宇田 貞夫

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県教育委員会事務局処務規程（昭和六十一年栃木県教育委員会訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後	改正前
		<p>別表第一（第五条関係）</p> <p>一 教育次長、参事、課室長、総括課長補佐及びリーダー専決事項</p> <p>1 略</p> <p>2 特定専決事項</p> <p>総務課関係・施設課関係 略</p> <p>学校安全課関係</p>	<p>別表第一（第五条関係）</p> <p>一 教育次長、参事、課室長、総括課長補佐及びリーダー専決事項</p> <p>1 略</p> <p>2 特定専決事項</p> <p>総務課関係・施設課関係 略</p>
教育次長専決事項	学校安全課長専決事項	総括課長補佐	リーダー
	<p>一 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十四条の規定による医療費の援助</p> <p>二 学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号）第九条第一項の規定による要保護者に準ずる程度に困窮している者の認定</p> <p>三 県立学校の行事等の承認又は届出の処理</p> <p>四 退職手当（知事の承認を要するものを除く。）の決定</p> <p>五 教育委員会事務</p>		

		<p>局等の職員及び教職員の健康管理に関する事業の決定</p> <p>六 教育委員会事務局等及び県立学校の労働安全衛生に関する事業の決定</p> <p>七 所属職員を公立学校共済組合の業務に従事させることの決定</p> <p>八 学校職員の結核検診の実施及びその事後措置</p> <p>九 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第三十条の規定による事務の処理</p>	

教職員課関係 略
学校教育課関係

教育次長専決事項	略	学校教育課長専決事項	略
	一～五 略		
	六～八 略		
		総括課長補佐専決事項	
			リ 専 決 事 項

特別支援教育室関係・生涯学習課関係 略
スポーツ振興課関係

教育次長専決事項	スポーツ振興課長専決事項		
		総括課長補佐専決事項	
			リ 専 決 事 項

教職員課関係 略
学校教育課関係

教育次長専決事項	略	学校教育課長専決事項	略
	一～五 略		
	六 県立学校の行事等（スポーツ振興課の所掌に属するものを除く。）の承認又は届出の処理		
	七～九 略		
		総括課長補佐専決事項	
			リ 専 決 事 項

特別支援教育室関係・生涯学習課関係 略
スポーツ振興課関係

教育次長専決事項	スポーツ振興課長専決事項		
		総括課長補佐専決事項	
			リ 専 決 事 項

一 | 登山、臨海学校等の学校行事の承認

一 略

文化財課関係 略

二 海外で実施される運動競技の試合等への参加の承認 三 略

文化財課関係 略
健康福利課関係

教育次 長専決 事項	健康福利課長専決 事項	一 退職手当（知事の承認を要するものを除く。）の決定 二 教育委員会事務局等の職員及び教職員の健康管理に関する事業の決定 三 教育委員会事務局等及び県立学校の労働安全衛生に関する事業の決定 四 所属職員を公立学校共済組合の業務に従事させることの決定 五 学校職員の結核検診の実施及びその事後措置 六 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十四条の規定による医療費の援助 七 学校保健安全法施行令（昭和三十二年政令第七十四号）第九条第一項の規定による要保護者に準ずる程度に困窮している者の認定 八 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十	総括課 長補佐 専決 事項	リ ダ ー 専 決 事 項
------------------	----------------	--	------------------------	---------------------------------

二号)第三十条の
規定による事務の
処理

二略

別表第二(第十二条関係)

文書記号表

課所名	記号
略	
施設課	略
学校安全課	学安
略	
文化財課	略
略	

二略

別表第二(第十二条関係)

文書記号表

課所名	記号
略	
施設課	略
略	
文化財課	略
健康福利課	健福
略	

別記様式第1号(第17条関係)

略

別記様式第1号(第17条関係)

略

総務課	受付	学校安全課	配付
略	略	略	略

総務課	受付	健康福利課	配付
略	略	略	略

別記様式第2号(第18条関係)

略

別記様式第2号(第18条関係)

略

総務課	受付	学校安全課	配付
略	略	略	略

総務課	受付	健康福利課	配付
略	略	略	略

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

(総務課)

○栃木県立学校職員安全衛生管理規程の一部改正

栃木県教育委員会訓令第 号

県立学校

栃木県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十年三月 日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

栃木県立学校職員安全衛生管理規程（平成十年栃木県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（総括安全衛生管理者の代理者） 第五条 学校安全課長は、総括安全衛生管理者の職務を補佐し、当該総括安全衛生管理者に労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「規則」という。）第三条に規定する事由が生じた場合には、その職務を代理する。</p>	<p>（総括安全衛生管理者の代理者） 第五条 健康福利課長は、総括安全衛生管理者の職務を補佐し、当該総括安全衛生管理者に労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「規則」という。）第三条に規定する事由が生じた場合には、その職務を代理する。</p>
<p>（学校給食安全衛生担当者等） 第八条の二 略 2 学校給食安全衛生推進者は、学校安全課長が安全衛生管理事項に係る業務を担当するため必要な能力を有すると認められる職員のうちから選任する。 3 学校安全課長は、学校給食安全衛生推進者が欠けたとき又はやむを得ない理由によりその職務を行うことができなくなったときは、速やかに新たな学校給食安全衛生推進者を選任しなければならない。 4 学校安全課長は、県立学校の給食調理場における安全及び衛生に関する事項について、関係職員の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならない。</p>	<p>（学校給食安全衛生担当者等） 第八条の二 略 2 学校給食安全衛生推進者は、健康福利課長が安全衛生管理事項に係る業務を担当するため必要な能力を有すると認められる職員のうちから選任する。 3 健康福利課長は、学校給食安全衛生推進者が欠けたとき又はやむを得ない理由によりその職務を行うことができなくなったときは、速やかに新たな学校給食安全衛生推進者を選任しなければならない。 4 健康福利課長は、県立学校の給食調理場における安全及び衛生に関する事項について、関係職員の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならない。</p>
<p>（学校給食安全衛生担当者） 第八条の三 略 2 第七条第二項から第四項までの規定は、学校給食安全衛生担当者の選任について準用する。この場合において、同項中「総括安全衛生管理者」とあるのは、「学校安全課長」と読み替えるものとする。</p>	<p>（学校給食安全衛生担当者） 第八条の三 略 2 第七条第二項から第四項までの規定は、学校給食安全衛生担当者の選任について準用する。この場合において、同項中「総括安全衛生管理者」とあるのは、「健康福利課長」と読み替えるものとする。</p>
<p>（総括安全衛生委員会） 第十一条 略 2 総括安全衛生委員会は、次に掲げる者を委員とし、当該委員をもって構成する。 一 略</p>	<p>（総括安全衛生委員会） 第十一条 略 2 総括安全衛生委員会は、次に掲げる者を委員とし、当該委員をもって構成する。 一 略</p>

<p>二 総務課長、施設課長、学校安全課長及び教職員課長の職にある者</p> <p>三 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第十三条 総括安全衛生委員会の庶務は、学校安全課において行うものとする。</p>	<p>二 総務課長、施設課長、教職員課長及び健康福利課長の職にある者</p> <p>三 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第十三条 総括安全衛生委員会の庶務は、健康福利課において行うものとする。</p>
---	---

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

(総務課)